

意 匠

1 意匠

目的：意匠の創作を奨励し，産業の発展を図る(意匠 § 1)

意匠：DESIGN の邦訳だが，意匠法上の意匠は，物品（物品の部分を含む）の形状，模様，色彩又はこれらの結合であって，視覚を通じて美観を起こさせるもの、物品の操作の用に供される画像でその物品またはこれと一体として用いられる物品に表示されるもの(同 § 2)とされる。

形状：具体的な形をいい，技術的思想である特許や実用新案との差違を示す

美観：機能美などバランス，ハーモニー，リズム等の感覚からのもの

物品：工業的に生産される取引の対象とされる定形性を有するもの，意匠とは，物品にかかるデザインをいい著作権(絵画や図面)との差違を示す

物品の部品：付属部物，単一体，集合物，物品の部分(部分意匠)，物品の操作画面(部分意匠)

2 意匠登録の要件

(1) 意匠登録出願権者

意匠を創作したもの，意匠創作者から意匠登録出願権を譲り受けた者

(2) 登録出願の要件

工業的に利用できる意匠 ある程度量産でき産業上役立つこと(§ 3)

新規性，進歩性ある意匠

新規性：出願前に日本国内外において公然と知られていない意匠(§ 3)

日本国内外に頒布された刊行物に記載された意匠，電気通信回路を通じて公衆に利用可能になった意匠でないこと(§ 3)

公知意匠に類似した意匠でないこと(同)

先願の意匠公報に掲載されたもの，願書の記載及び願書に添付された図面，写真，ひな型，見本に表された意匠の一部と同一又は類似のもの(§ 3 の 2)でないこと

創作困難性：当業者が公知意匠に基づいて容易に創作できる意匠でないこと
(同)

登録を受けることができない意匠(§ 5)でないこと

公序良俗に反する意匠

他人の業務に係る物品と混同を不用おそれがある意匠 他人の著名な商標を含む意匠など

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

先願主義 同一又は類似に意匠が異なった日に出願されたときは，最先の出

願者のみが意匠登録を受ける，同一日に2以上の同一又は類似の意匠登録出願があったときは，出願人の協議によって定めた1人のみが意匠登録を受ける(§9)

3 意匠登録出願手続

(1) 願書

意匠に係る物品の名称

創作者

出願人・代理人

提出物件目録

意匠に係る物品の説明

意匠の説明

(2) 図面

登録を求める意匠の表現は，原則説明文ではなく図面で行う，図面で表せない場合は，写真，薄いものでは見本，ひな形を提出することも可(§6)

(3) 特徴記載書

創作の特徴を表示したいときに提出する。記載内容は，意匠権の範囲には影響しない。

4 審査

(1) 出願全てにつき審査する

(2) 出願公開制度は採用されていない

意匠登録出願が放棄，取り下げ，却下，拒絶査定確定があったときは，先願の関係では，始めから意匠登録出願がなかったものと見なされる(§9)，また，冒認出願は，先願の関係では，意匠登録出願ではないものとする(同)

(3) 創作困難性(§3)

類似性(§3)とは異なる概念とする説

類似性は，類似物品間における，需用者からの創作価値(美観又は混同の可能性の差異の大きさ)であるのに対し，創作困難性は，物品の形状を問わず、公知の形状，模様，色彩又はこれらの結合の面から当業者の創作困難性をいう

類似性と創作困難性の類似概念は同義とする説

§3の類似性は，同一又は類似物品間での公知意匠からの創作困難性，同条の創作困難性は，異なる物品間の公知意匠からの創作困難性をいう

5 意匠の類似性の判断基準

まず、物品間の同一・類似性を判断し、看者(創作者、需用者)の注意を引きつける部分とその意匠の要部として、両意匠が要部を共通にするか否か(要部共通性)を判断基準とする。

要部共通性の判断：需用者の視覚を通じて起こる美観に基づいて行う(§ 24 , 最判 s 49・3・19)

【全体意匠 類似の例 「戸車用レール」】



【全体意匠 類似の例 「ノート型パーソナルコンピュータ載置く台」】



【全体意匠 非類似の例 「建物用扉の把手」】



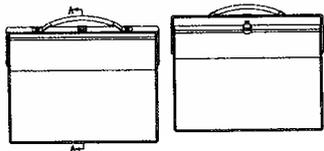
【全体意匠 非類似の例 「建物用扉の把手」】



【部分意匠 類似の例 「小物収納ケース」】

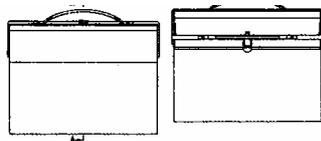
【正面図】

【背面図】



【正面図】

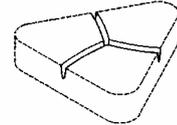
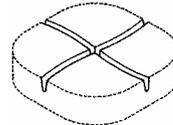
【背面図】



【部分意匠 非類似の例 「固形入浴剤」】

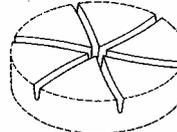
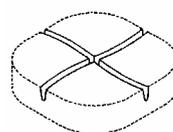
【斜視図】

【斜視図】



【斜視図】

【斜視図】



【意匠の類似，非類似の例 山口大学知的持参本部「知的財産教本」2006年206頁】